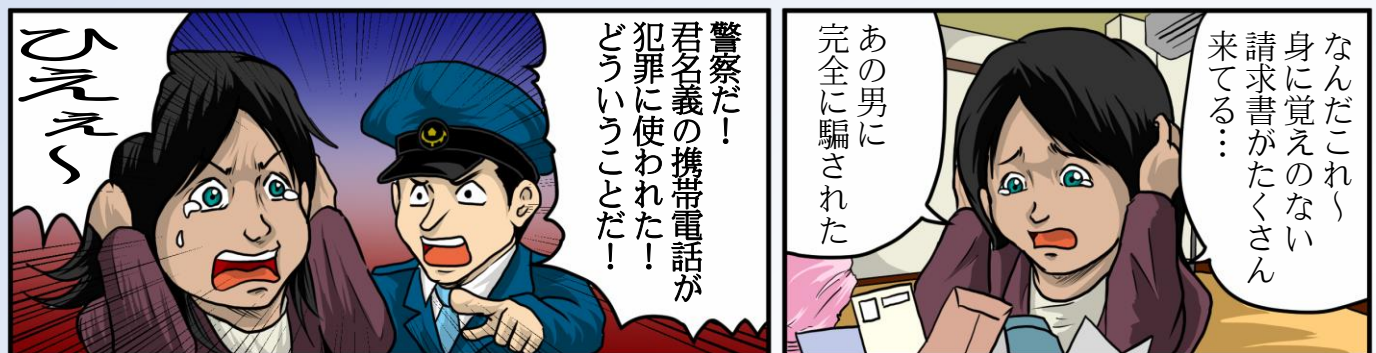
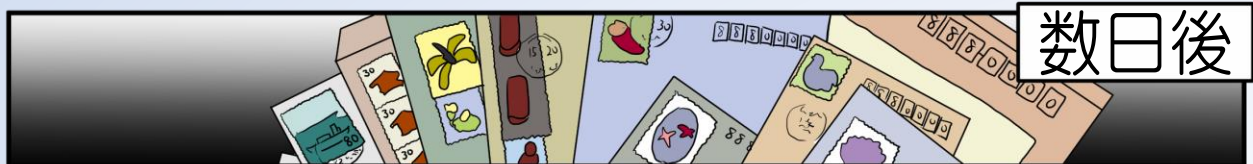
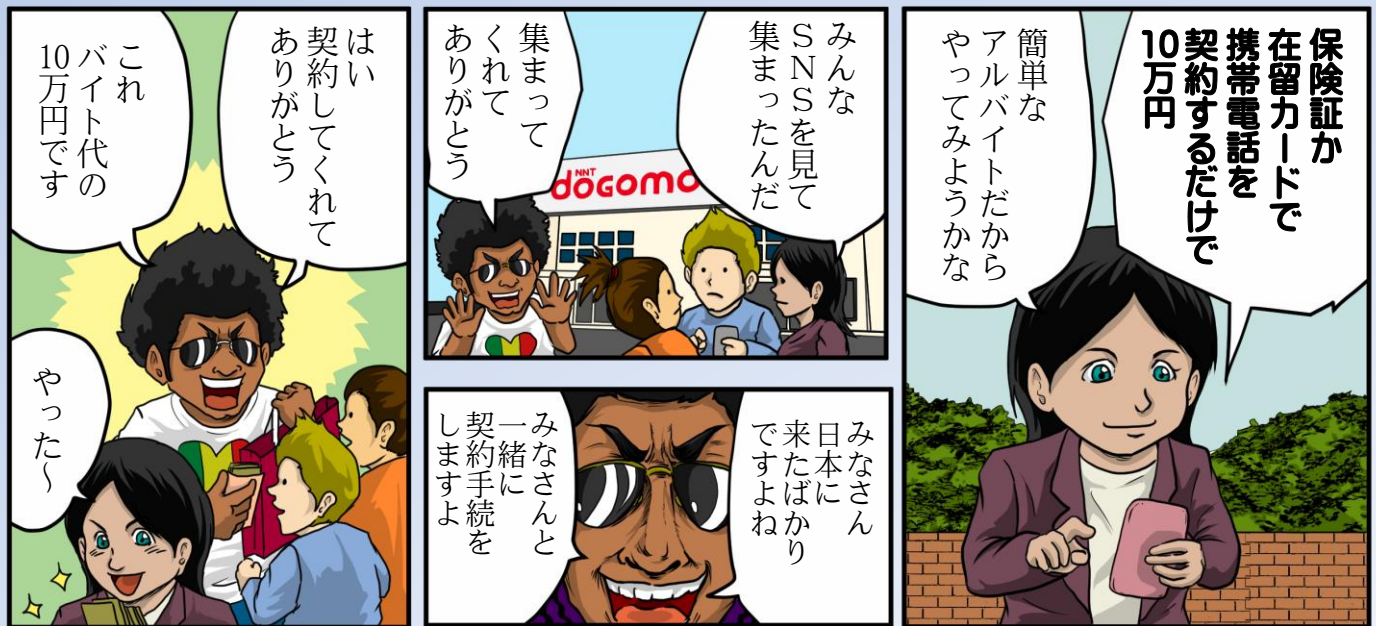


# 「携帯電話を契約するアルバイト」には注意！



## インターネット上の掲示板等で・・・

「携帯電話を契約するバイト」「住民票、保険証、在留カードを用意して下さい。」  
「高額日当を即日、支払います。」  
などの書き込みを見かけても、絶対に応募しないでください。

## 転売目的で携帯電話を契約すると

詐欺罪 刑法第246条・・・10年以下の拘禁刑

## 通話可能な携帯電話等やSIMカードは

携帯電話会社が無断で、有償で譲り渡す行為を繰り返すと携帯電話不正利用防止  
法違反となる可能性があります。

2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金

不正な目的で携帯電話を契約すると犯罪に加担するだけでなく  
携帯電話の端末代金や利用料も全額負担することになります。

